

# 教育委員会提出議案

## 第12号議案

豊島区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月26日

豊島区教育委員会教育長 清野正

豊島区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

豊島区教育委員会事務局処務規則(昭和44年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「事務局に事務局長」を「部に部長」に改め、同条第2項中「事務局」を「部」に改める。

第8条中「外国人学校」の次に「の児童・生徒保護者への補助」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(説明)

令和8年度に向けて、教育委員会事務局の分掌事務について、実態に沿った文言整理及び規程整備のため改正を行う。

豊島区教育委員会事務局処務規則（昭和44年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○豊島区教育委員会事務局処務規則</p> <p style="text-align: right;">昭和44年4月1日 教育委員会規則第1号</p> <p>豊島区教育委員会事務局処務規則（昭和40年教育委員会規則第1号）の全部を改正する。</p> <p>第1章 総則 （昭53教委規則1・全改） （趣旨）</p> <p>第1条～第2条 （略） （職員）</p> <p>第3条 <b>部に部長</b>を、課に課長を置く。</p> <p>2 <b>部</b>に参事、副参事及び主任指導主事を置くことができる。</p> <p>3 部に担当課長を置くことができる。</p> <p>4 課及び担当課長に担当係長を置くことができる。</p> <p>5 庶務課に社会教育主事を置く。</p> <p>6 指導課に統括指導主事を置くことができる。</p> <p>7 指導課に指導主事を置く。</p> <p>8 課、担当課長、係及び担当係長に主査を置くことができる。</p> <p style="text-align: right;">（昭53教委規則1・全改、昭56教委規則3・昭61教委規則1・平2 教委規則1・平3教委規則1・平3教委規則5・平6教委規則3・平</p>	<p>○豊島区教育委員会事務局処務規則</p> <p style="text-align: right;">昭和44年4月1日 教育委員会規則第1号</p> <p>豊島区教育委員会事務局処務規則（昭和40年教育委員会規則第1号）の全部を改正する。</p> <p>第1章 総則 （昭53教委規則1・全改） （趣旨）</p> <p>第1条～第2条 （略） （職員）</p> <p>第3条 <b>事務局に事務局長</b>を、課に課長を置く。</p> <p>2 <b>事務局</b>に参事、副参事及び主任指導主事を置くことができる。</p> <p>3 部に担当課長を置くことができる。</p> <p>4 課及び担当課長に担当係長を置くことができる。</p> <p>5 庶務課に社会教育主事を置く。</p> <p>6 指導課に統括指導主事を置くことができる。</p> <p>7 指導課に指導主事を置く。</p> <p>8 課、担当課長、係及び担当係長に主査を置くことができる。</p> <p style="text-align: right;">（昭53教委規則1・全改、昭56教委規則3・昭61教委規則1・平2 教委規則1・平3教委規則1・平3教委規則5・平6教委規則3・平</p>

9 教委規則 3・平11教委規則 4・平11教委規則 8・平12教委規則1  
8・平17教委規則15・平18教委規則12・平19教委規則 3・平21教委  
規則 6・平22教委規則14・平27教委規則10・平28教委規則 8・令 2  
教委規則 5・一部改正)

(部長、課長等の職責)

第4条～第7条 (略)

## 第2章 分掌事務

(分掌事務等)

第8条 教育部各課及び係の分掌事務並びに担当係長等の担当事務は次のとお  
りとする。

庶務課

- (1) 教育委員会に関すること。
- (2) 職員の任免その他人事に関すること。
- (3) 公印及び文書審査に関すること。
- (4) 文書及び法規等に関すること。
- (5) 請願、陳情等に関すること。
- (6) 区立学校の設置及び廃止等に関すること。
- (7) 予算、決算及び監査に関すること。
- (8) 教育委員会の広報に関すること。
- (9) 表彰等に関すること。
- (10) 教育財産の調整に関すること。
- (11) 補助執行に係る調整に関すること。

9 教委規則 3・平11教委規則 4・平11教委規則 8・平12教委規則1  
8・平17教委規則15・平18教委規則12・平19教委規則 3・平21教委  
規則 6・平22教委規則14・平27教委規則10・平28教委規則 8・令 2  
教委規則 5・一部改正)

(部長、課長等の職責)

第4条～第7条 (略)

## 第2章 分掌事務

(分掌事務等)

第8条 教育部各課及び係の分掌事務並びに担当係長等の担当事務は次のとお  
りとする。

庶務課

- (1) 教育委員会に関すること。
- (2) 職員の任免その他人事に関すること。
- (3) 公印及び文書審査に関すること。
- (4) 文書及び法規等に関すること。
- (5) 請願、陳情等に関すること。
- (6) 区立学校の設置及び廃止等に関すること。
- (7) 予算、決算及び監査に関すること。
- (8) 教育委員会の広報に関すること。
- (9) 表彰等に関すること。
- (10) 教育財産の調整に関すること。
- (11) 補助執行に係る調整に関すること。

- (12) PTA活動の支援に関する事。
- (13) 家庭教育の振興に関する事。
- (14) 社会教育の助言、指導及び調査研究に関する事。
- (15) 教育政策の企画・調整に関する事。
- (16) 教育振興基本計画の改定及び進行管理に関する事。
- (17) 教育に関する事務の点検・評価に関する事。
- (18) 部内他の課に属しないこと及び課の庶務に関する事。

#### 学務課

- (1) 学校運営に関する事。
- (2) 教材教具の整備に関する事。
- (3) 校外施設に関する事。
- (4) 区立学校の幼児・児童・生徒の安全に関する事。
- (5) 用務主事の人事に関する事（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (6) 用務業務委託に関する事。
- (7) 用務主事の調整に関する事。
- (8) 区立幼稚園及び区立小・中学校の学事に関する事。
- (9) 就学援助費・就学奨励費に関する事。
- (10) 隣接校選択制及び通学区域・通学路に関する事。
- (11) 入学相談及び学校説明会に関する事。
- (12) 外国人学校の児童・生徒保護者への補助に関する事。
- (13) 学校の保健衛生に関する事。
- (14) 学校給食に関する事。

- (12) PTA活動の支援に関する事。
- (13) 家庭教育の振興に関する事。
- (14) 社会教育の助言、指導及び調査研究に関する事。
- (15) 教育政策の企画・調整に関する事。
- (16) 教育振興基本計画の改定及び進行管理に関する事。
- (17) 教育に関する事務の点検・評価に関する事。
- (18) 部内他の課に属しないこと及び課の庶務に関する事。

#### 学務課

- (1) 学校運営に関する事。
- (2) 教材教具の整備に関する事。
- (3) 校外施設に関する事。
- (4) 区立学校の幼児・児童・生徒の安全に関する事。
- (5) 用務主事の人事に関する事（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (6) 用務業務委託に関する事。
- (7) 用務主事の調整に関する事。
- (8) 区立幼稚園及び区立小・中学校の学事に関する事。
- (9) 就学援助費・就学奨励費に関する事。
- (10) 隣接校選択制及び通学区域・通学路に関する事。
- (11) 入学相談及び学校説明会に関する事。
- (12) 外国人学校に関する事。
- (13) 学校の保健衛生に関する事。
- (14) 学校給食に関する事。

- (15) 学校給食の指導に関する事。
- (16) 学校給食費等の公会計化に関する事。
- (17) 課の庶務に関する事。

#### 放課後対策課

- (1) 子どもスキップ（放課後対策）事業の計画及び推進に関する事。
- (2) 子どもスキップの人事に関する事。
- (3) 子どもスキップ及び学童クラブの事業調整に関する事。
- (4) 子どもスキップ（放課後対策）の管理運営に関する事。
- (5) 学童クラブの入退会に関する事。
- (6) 放課後子ども教室に関する事。
- (7) 学校施設の開放に関する事。
- (8) 学校設備の使用許可に関する事。
- (9) 中学生の放課後支援の企画・調整に関する事。
- (10) 課の庶務に関する事。

#### 学校施設課

- (1) 学校施設、幼稚園施設（以下「学校施設等」という。）の維持管理に関する事。
- (2) 子どもスキップの施設の維持管理に関する事（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 学校施設等の財産の管理に関する事。
- (4) 学校施設等の改築に関する事。
- (5) 学校施設等の長寿命化に関する事。
- (6) 学校の適正配置に関する事。

- (15) 学校給食の指導に関する事。
- (16) 学校給食費等の公会計化に関する事。
- (17) 課の庶務に関する事。

#### 放課後対策課

- (1) 子どもスキップ（放課後対策）事業の計画及び推進に関する事。
- (2) 子どもスキップの人事に関する事。
- (3) 子どもスキップ及び学童クラブの事業調整に関する事。
- (4) 子どもスキップ（放課後対策）の管理運営に関する事。
- (5) 学童クラブの入退会に関する事。
- (6) 放課後子ども教室に関する事。
- (7) 学校施設の開放に関する事。
- (8) 学校設備の使用許可に関する事。
- (9) 中学生の放課後支援の企画・調整に関する事。
- (10) 課の庶務に関する事。

#### 学校施設課

- (1) 学校施設、幼稚園施設（以下「学校施設等」という。）の維持管理に関する事。
- (2) 子どもスキップの施設の維持管理に関する事（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 学校施設等の財産の管理に関する事。
- (4) 学校施設等の改築に関する事。
- (5) 学校施設等の長寿命化に関する事。
- (6) 学校の適正配置に関する事。

- (7) 学校施設施策の企画、調査、進行管理及び総合調整に関する事。
- (8) 学校施設等の環境整備に関する事。
- (9) 課の庶務に関する事。

#### 指導課

- (1) 学校衛生委員会に関する事。
- (2) 学校教育指導に伴う事務に関する事。
- (3) 区立小・中学校の教育支援に関する事。
- (4) 教科用図書の採択事務に関する事。
- (5) 教職員の人事事務に関する事。
- (6) 教職員の人事考課に関する事。
- (7) 学校訪問に関する事。
- (8) 教職員の昇給に関する事。
- (9) 教職員の人材育成等に関する事。
- (10) 教職員の給与、福利厚生等に関する事。
- (11) 区立幼稚園及び区立小・中学校の教育活動の指導に関する事。
- (12) 教育課程の編成及び管理に関する事。
- (13) 教科用図書の調査・研究に関する事。
- (14) 児童及び生徒の不登校対策支援と適応指導に関する事。
- (15) 不登校対策の計画及び推進に関する事。
- (16) 就学前教育の計画及び推進に関する事。
- (17) 保幼小連携の推進に関する事。
- (18) コミュニティ・スクールに関する事。

- (7) 学校施設施策の企画、調査、進行管理及び総合調整に関する事。
- (8) 学校施設等の環境整備に関する事。
- (9) 課の庶務に関する事。

#### 指導課

- (1) 学校衛生委員会に関する事。
- (2) 学校教育指導に伴う事務に関する事。
- (3) 区立小・中学校の教育支援に関する事。
- (4) 教科用図書の採択事務に関する事。
- (5) 教職員の人事事務に関する事。
- (6) 教職員の人事考課に関する事。
- (7) 学校訪問に関する事。
- (8) 教職員の昇給に関する事。
- (9) 教職員の人材育成等に関する事。
- (10) 教職員の給与、福利厚生等に関する事。
- (11) 区立幼稚園及び区立小・中学校の教育活動の指導に関する事。
- (12) 教育課程の編成及び管理に関する事。
- (13) 教科用図書の調査・研究に関する事。
- (14) 児童及び生徒の不登校対策支援と適応指導に関する事。
- (15) 不登校対策の計画及び推進に関する事。
- (16) 就学前教育の計画及び推進に関する事。
- (17) 保幼小連携の推進に関する事。
- (18) コミュニティ・スクールに関する事。

- (19) 部活動地域連携・地域展開の推進に関する事。
- (20) 学校の情報化の計画及び推進に関する事。
- (21) 学校のICTを活用した教育に関する事。
- (22) 学校ICT環境の整備及び運営に関する事。
- (23) 学校の情報セキュリティに関する事。
- (24) 課の庶務に関する事。

#### 図書館課

- (1) 図書館施設の維持管理に関する事。
- (2) 図書館の管理運営に関する事。
- (3) 図書館の職員に関する事。
- (4) 図書館資料に関する事。
- (5) 図書館資料の案内及び読書相談に関する事。
- (6) 図書館資料の相互貸借、他の図書館との相互協力及び関係機関との連絡に関する事。
- (7) 視聴覚資料に関する事。
- (8) 点字図書館の運営に関する事。
- (9) 図書館基本計画及び子ども読書推進計画に関する事。
- (10) 図書館システムの管理運営に関する事。
- (11) 図書館ホームページ管理に関する事。
- (12) そよかぜ文庫の運営に関する事。
- (13) 読書の普及等に関する事。
- (14) 子ども読書活動の推進に関する事。
- (15) ボランティア人材バンクの運営に関する事。

- (19) 部活動地域連携・地域展開の推進に関する事。
- (20) 学校の情報化の計画及び推進に関する事。
- (21) 学校のICTを活用した教育に関する事。
- (22) 学校ICT環境の整備及び運営に関する事。
- (23) 学校の情報セキュリティに関する事。
- (24) 課の庶務に関する事。

#### 図書館課

- (1) 図書館施設の維持管理に関する事。
- (2) 図書館の管理運営に関する事。
- (3) 図書館の職員に関する事。
- (4) 図書館資料に関する事。
- (5) 図書館資料の案内及び読書相談に関する事。
- (6) 図書館資料の相互貸借、他の図書館との相互協力及び関係機関との連絡に関する事。
- (7) 視聴覚資料に関する事。
- (8) 点字図書館の運営に関する事。
- (9) 図書館基本計画及び子ども読書推進計画に関する事。
- (10) 図書館システムの管理運営に関する事。
- (11) 図書館ホームページ管理に関する事。
- (12) そよかぜ文庫の運営に関する事。
- (13) 読書の普及等に関する事。
- (14) 子ども読書活動の推進に関する事。
- (15) ボランティア人材バンクの運営に関する事。

- (16) 区立小学校・中学校の読書活動支援に関する事。
- (17) 図書館事業の企画に関する事。
- (18) 施設の改築等に関する事。
- (19) 施設整備を伴う新たなサービスの調査及び研究に関する事。
- (20) 巣鴨図書館及び千早図書館の維持管理及び運営に関する事。
- (21) 課の庶務に関する事。

(令7教委規則2・全改)

(担当課長、社会教育主事、統括指導主事並びに指導主事)

第9条～第14条 (略)

附 則 (令和8年〇月〇日教委規則第〇号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

- (16) 区立小学校・中学校の読書活動支援に関する事。
- (17) 図書館事業の企画に関する事。
- (18) 施設の改築等に関する事。
- (19) 施設整備を伴う新たなサービスの調査及び研究に関する事。
- (20) 巣鴨図書館及び千早図書館の維持管理及び運営に関する事。
- (21) 課の庶務に関する事。

(令7教委規則2・全改)

(担当課長、社会教育主事、統括指導主事並びに指導主事)

第9条～第14条 (略)